2020年7月9日　参議院内閣委員会　会議録抄

一般質疑

**○岸まきこ**　立憲・国民．新緑風会・社民の岸真紀子です。

　冒頭に、七月三日からの大雨に伴いまして、熊本県を始め全国で広範囲にわたって甚大な被害を受けております。改めまして、お亡くなりになられた方の御冥福と被災された皆様にお見舞いを申し上げます。また、今もなお長雨が続いておりまして予断を許さない状況が続いています。対応に当たられている全ての方に敬意を表します。

　そして、このことについて何点か冒頭にお伺いをさせていただきます。

　まず、政府は五日に対策本部を設置をして、プッシュ型支援をしていくということを総理自らが発信していることは評価できるところですが、現段階においてどのようなプッシュ型支援を考えているのかを平副大臣にお伺いします。

　また、コロナ禍における複合災害対策として第二次補正予算付けておりますが、国としても感染防止の備蓄として予算を付けています。先ほども答弁にありましたが、段ボールベッドとかを被災地に配付しているというふうに言っていますが、第一弾で熊本に千個発送済みだということも聞いています。そもそもこの予算については、段ボールベッドは二千個というふうに予算の組立てがありまして、パーテーションについても布製で二千個とか、全然数が足りないと感じております。今も、テレビでも、床に、地べたに座っている被災者の方もたくさんいますし、やっぱりこの数では足りないのではないかと考えています。このことを私が五月二十八日の内閣委員会でも指摘したところですが、改めて、全ての自治体が準備することは難しいんです。また、発注してからの段ボールベッドは生産になりますので、国があらかじめ用意していくことが期待されるところです。

　災害時には義援金等の差押禁止も行ってきていますが、今回の災害についても法案の整備を考えているかも含めて、お答えをお願いいたします。

○平将明　内閣府副大臣　まず、プッシュ型支援でございますが、現在、熊本に対して実施をしておるのは、飲料水等四万本、食料、具体的にはパック御飯や缶詰等でありますが六万点、組立て型トイレ五十台、衣類、主にＴシャツ、下着等でありますが八千着、スポットクーラー約百五十台、段ボールベッド千五百台、パーテーション約九百四十個、非接触型体温計百個などであります。手配をし、順次県に到着をしているところでございます。到着した物資は県から被災市町村に向けて順次発送されていると承知をしております。

　また、その他の被災した県にも支援の要否を確認をしており、要請があれば迅速にプッシュ型支援を行えるように準備をしているところでございます。

　あわせて、在庫のお話をいただきました。確かに、段ボールベッド二千個なものですから、当初、千個送りました。そうしたら、要請で更に五百個追加をしてくれということで、今千五百個出しているところであります。武田大臣からも、しっかり備蓄を、在庫を補充するようにという指示を受けておりますので、週明けにでも補充を要請すると、開始をするということになっております。

　また、二次補正予算を活用いたしまして感染症対策に必要な物資であるパーテーションや衛生用品などについても備蓄をするなど、災害発生時に迅速なプッシュ型支援に向けた体制強化を図っているところでございます。

　また、今回、コロナ禍でございますので、非接触型体温計というのも百本、熊本県にプッシュ型支援をしております。これも五百本の備蓄がありますが、いずれにしても、コロナの今後の状況と、あと様々な今回の災害の状況、また自治体からの要望を踏まえて、足りなくなるようなことのないようにしっかり準備をしてまいりたいと思っております。

　さらに、義援金についてでありますが、これまでも、東日本や熊本地震、また昨年の台風十五号や台風十九号などの災害に関しては差押えを禁止する法律が議員立法で成立をしていると承知をしております。我々政府といたしましては、それらの法律の執行について適切に対応してまいりたいと思っております。また、議員間の中でまたそのような準備をされているという動きがあるということも承知をしているところでございます。

**○岸まきこ**　本当にいろんな支援がまだまだ不足しておりますので、迅速な対応をお願いします。

　また、差押えの禁止法については、議員立法でこれまで取り組んできていることは承知しておるんですが、これだけ毎年毎年いろんな災害がある中では、もう恒久化すべきではないかということも申し添えておきたいと思います。

　それと、次の質問ですが、これまでも災害時には非常に多くの方の支援が必要になってきます。例えば、各県、都道府県からの、市町村とかの職員応援派遣であったり、国の職員もそうですし、ボランティアとか、非常に多くの方がこれまで御尽力をいただいて復旧復興に当たられてきました。このコロナ禍においての対策がどういうふうにされるのかということが心配されます。

　豪雨災害地域に復旧復興のために他都道府県から支援に入る国の職員、自治体職員、医療関係者、消防、自衛隊、挙げるといっぱいあるんですが、電気やガスなどのインフラ整備関係者、ボランティアなど、県をまたいで、県を越えての行き来となります。実際に、応援に入るであろう自治体の職員からも、実はもう既に不安の声があります。どんな声かといいますと、もしも自分が行ってクラスター感染を起こしたらどうしてしまおうという心配です。また、せっかく応援に行っているのに、県内の方に、被災地の方に嫌がられるのではないかというような声も聞いています。

　現地に入る際にやっぱりこのＰＣＲ検査を徹底すべきだというふうに考えていますが、こういった健康チェックの徹底をお願いしたいんです。支援する側も受援する側にとっても、メンタル面を含めた安全確保が必要だと考えますが、このことについてどうお考えでしょうか。

○平将明　内閣府副大臣　被災地へ派遣されている国の職員については、長期間健康状態に問題がなく、周囲にも体調不良者のいない職員であり、日頃から感染症対策や健康管理に万全を期しているところでございます。地方自治体の職員についてもこの旨を徹底するようにお願いをしております。ＤＭＡＴ等現地に入っておりますが、医療関係者については、日頃からマスク着用とかですね、手指衛生を始め、基本的には感染症防止を徹底をしていると。

　様々な人が被災地へ入ります、政府の様々な組織。その主体たる組織が責任を持って、症状のない方、健康な方を入れるということを今実施をしているところであります。

　また、ボランティアについては、御承知のとおり、全国社会福祉協議会が地域の社協に対して、新型コロナウイルス感染症も踏まえて、地元の意向に配慮した募集範囲の設定やボランティアの健康状態の告知等の対応を徹底するよう通知をしております。熊本では、県内から、またちっちゃいユニットでボランティアを募集しているというのを承知をしております。

　その上で、ＰＣＲ検査のお話ありましたけれども、今現状で全員にＰＣＲ検査をしてから入れるという状況にあるという認識はしておりません。健康状態のいい方をちゃんと聞き取って、また健康状態モニタリングをしながら、その各地域、被災地の自治体に合った運用をしていきたいと思います。

　あわせて、例えば接触確認アプリとかですね、あと、大阪ではお店に来客をした人の、ＱＲコードでいつ誰が来たかというのを確認するアプリケーションなどがありますので、そういったＩＴも御活用いただければと思っているところでございます。

**○岸まきこ**　本当に迅速に対応が必要なのと、やっぱり安全面を確保して安心して入れるような体制にするためには、私はＰＣＲ検査というものが全ての方に必要なのではないかというふうに考えています。

　引き続き、まだ災害も全容明らかになっておりませんし、今も雨が続いている状態ですので、今後も被災地、現地に寄り添いながら迅速な対応をお願いいたします。

　平副大臣にはここまでですので、委員長、御退席いただいても構いません。

○水落敏栄　内閣委員長　平副大臣、御退席いただいて結構です。

**○岸まきこ**　そして次に、感染対策について西村大臣にお伺いしたいと思います。

　東京都の新たな感染者は、昨日は七十五人というふうな数字になっておりますが、その前は六日連続して百人を超えておりまして、この一週間では七百五十六人というふうになっていると存じます。

　菅官房長官は、直ちに宣言出す状況とは考えていないというふうなこともおっしゃっておられますし、さらには対策本部の開催は考えていないというふうに言っていますが、埼玉、昨日も多かったですし、首都圏から各都道府県への移動は経済活動を行うためには必須であります。

　政府の見通しは甘いのではないかと言わざるを得ません。また、対策本部を開くべきではないかと考えますが、大臣にお答え願います。

○西村康稔　内閣府特命担当大臣　御指摘のように、東京都で感染者の数が増えておりまして、昨日は七十五名でありましたけれども、新宿での報告が少し少ないものですから、少しずれて今日、明日また増えることも考えられると思いますが、いずれにしましても百名前後の数字となっております。そして、埼玉で昨日、御指摘のように四十八名ということでありますから、高い緊張感を持って警戒すべき状況であるというふうに認識をいたしております。このことは、月曜日に開きました分科会、新たな分科会におきましても、専門家の皆さんとこうした警戒すべき状況であることを認識を共有したところであります。

　ただ、緊急事態宣言を発出した四月上旬と比較すれば、三十代が非常に多くて、三十代以下ですね、東京都の場合、七割とか八割とか占める日が多いです。また、重症者の数も昨日現在で六名となっております。これは、例えば四月の末現在、ピーク時で九十三名おられましたので非常に少ない数字。若い人は比較的重症化する例が少ないということでありますけれども。

　医療提供体制も、昨日段階で四百四十四名の入院者がおられるというふうに聞いておりますが、千床を確保しておりまして、さらにこれを三千床に増やすべく今取り組まれております。四月二十八日は二千床の確保の中で千八百三十二人ということで大変逼迫した状況でありましたけれども、医療体制も逼迫はしてはおりません。

　また、ＰＣＲの検査体制も、四月下旬は一日せいぜい数百件でありましたけれども、現在二千件前後の検査を行っております。こうした検知をするＰＣＲの体制も整ってきているということであります。

　こうしたことを総合的に判断をしますと、直ちに緊急事態宣言を行う状況ではないということで専門家の皆さんとも確認をしたところでありますが、ただ、御指摘のように、警戒すべき状況であることは間違いありません。まさに市中に感染が広がっているのかどうか、こうしたこともしっかりと分析をしていかなきゃいけないと思っております。特に、感染経路不明の割合が一定程度ありますので、これをしっかりと追っかけていくこと、作業を進めております。

　また、中高年の感染者、まだ少ないんですが、増えつつあります。市中感染がもし広がり、そしてそこから高齢者施設、院内感染へとつながるとまた重症になられる方が増えますので、ここは警戒を持って対応しなきゃいけないというふうに思っております。

　いずれにしても、現在は、感染防止策をしっかりと取りながら、経済活動、社会活動との両立を図っていく段階でありますので、当然様々な活動をするときには、消毒やマスクや、あるいは換気を良くするとか人と距離を一定取る、こういったお一人お一人の努力、御協力が必要でありますし、事業者の皆さんもガイドラインを作っておりますので、アクリル板を設置するとか換気を良くするとか、こういったことを含めて、とにかく徹底した感染防止策と社会活動、経済活動との両立を図っていくということが大事だというふうに思っております。

　そのときも、調子の悪い人は、ちょっと何か違和感がある人、喉に違和感とか嗅覚、味覚がおかしいとか熱があるとか、こういった方はもう外出を控えていただくと、早く相談をしてもらって検査を、医師の指導に従って検査を受けていただくということが何より大事だと思います。

　県をまたぐ移動も自由ですけれども、基本的には感染防止策をしっかりやっていただくことと調子悪い人は動かないということが何より大事だと思いますので、そうしたことを国民の皆さんに徹底を、呼びかけをお願いしながら、そして、特に、今ホットスポットと呼ばれる、感染源となっているバー、クラブなどの接待を伴う飲食業、こういったところへの対策を東京都、埼玉県、またそれぞれの区、市と連携をしながら強化をしていきたいというふうに考えているところであります。

**○岸まきこ**　引き続き、本当に危機感を持った政府の対応を求めたいと思います。

　ちょっと時間も限られていますので順番を変えまして、次に、このコロナにおいてＤＶの被害というのがすごく問題になっていました。ＤＶ等の女性相談支援ということでＤＶ相談プラスというものを内閣府の方でも行っていただきました。このＤＶ相談プラスは非常に、二十四時間対応できるということで一つ評価はできるんですが、一方で、長期化してもこれ、引き続き対応をお願いしたいと考えています。

　今日、今井政務官にもお越しいただいておりますが、交通整理、このＤＶ相談プラスですね、さっきも言っていましたように、二十四時間の相談はよかったんですが、そこから先なんですよ。交通整理はできているんですが、その後は全部各自治体の現場対応ということになりました。具体的な支援策が必要な場合は婦人相談員が行うことになっています。内閣府の事業であっても、具体的な支援を行うことの説明は厚生労働省から通知があっただけで、実は全体像が現場には届いていなかった、見えていなかったというような状況にあります。こういったことは、省庁を超えてきちんとやっぱり連携をして、現場へきちんと通知を出すべきだったと考えます。

　女性活躍の観点でもあるのできちんと対応すべきではないかと思いますが、このことについて、政務官、お願いします。

○今井絵理子　内閣府大臣政務官　ＤＶ相談プラスは、被害者のニーズに応じて可能な限り多様な手段を用いて相談に対応できるように、二十四時間電話相談、ＳＮＳ、メール相談、ウエブ面談、外国語対応などを行っております。専門性の高い相談員が、ちょっと仕組みの話なんですけれども、専門性の高い相談員が丁寧に話を伺い、相談内容を整理した上で地域の配偶者暴力相談支援センター等を紹介したり、また、民間支援団体のネットワークとも連携し、必要な場合には警察や病院などの関係機関への同行支援、保護、緊急の宿泊先の提供まで対応できるようにしております。

　これまでの仕組みでは対応できなかった方々も含め、より多くの被害者の方が相談支援につながることができるよう、相談支援内容の評価、また分析も行いながら、また先生御指摘の連携等も検討しながら一層充実させていきたいと考えております。

**○岸まきこ**　ありがとうございます。引き続き、この一個の取組だったので、じっくり検証していただいて、更につなげるものにしていっていただきたいと思います。

　次に、婦人相談員の処遇の問題があります。ほとんどが非正規雇用で低賃金な実態にあります。ＤＶという本当に難しい相談を受けて支援をしなきゃいけない立場の方が不安定で低賃金というのが今の実態です。特別定額給付金の確認書発行のための面接であったり、一時保護施設への入所調整や行政手続のための同行支援とか、本当にいろんな調整を行っている方々です。感染リスクを抱えながらも担う役割は多いんです。ＤＶのほかには、風俗で働いたりネットカフェを利用できなくなった若年女性の相談も増えたと聞いています。

　今井政務官、こんなにも重要なポスト、もっと中心軸に置いて、やっぱり安定雇用、処遇改善すべきだというふうに考えますが、このことについて答弁お願いします。

○今井絵理子　内閣府大臣政務官　先生御指摘のように、やはり現場の婦人相談員の負担ということは、負担が増えているということも承知しております。婦人相談員は、ＤＶ被害など困難な問題を抱える女性への相談支援において大変重要な役割を担っていただいていると認識しております。婦人相談員については、高い専門性と切れ目ない継続的な相談支援を行うことが求められていることから、厚生労働省において婦人相談員の方々の処遇改善や研修受講に係る支援などに取り組んでいるものと承知しております。

　引き続き、婦人相談員の方々の専門性を生かしながら、ＤＶ被害者等の支援を行っていただくことが大事だと考えております。

**○岸まきこ**　ありがとうございます。厚生労働省が管轄なんですが、是非連携を取って、引き続き対応の方をお願いします。

　今井政務官には以上の質問ですので、退席いただいて構いません。

○水落敏栄　内閣委員長　今井政務官には御退席いただいて結構です。

**○岸まきこ**　それと、先ほども少し触れたんですが、今回、このＤＶの相談ですね、面会しなければならないケースや一時保護所における疑似症患者の受入れなどもありました。支援する側の感染リスクは非常に高かったと聞いています。しかし、危険手当もありませんし、そもそもマスクなども配布がされなかったと聞いています。

　安全衛生対策を取るための支援をお願いしたいのと、もしもクラスター感染が起きた場合に加害者や職場などにも知らせなければならない、秘匿を守ることの難しさもありました。どういう仕組みをつくるか考えておくことがこのＤＶについては必要ではないかと考えますが、具体策考えているか、お聞きします。

○依田泰　厚生労働省子ども家庭局児童虐待防止等総合対策室長　お答え申し上げます。

　婦人相談所におきます新型コロナウイルス感染症の対応につきましては、感染拡大防止のための留意点をお示しいたしまして、十分な感染防止対策を行いつつ、様々な相談支援から保護に至るまでの支援を継続的また迅速、適切に実施するよう依頼しているところでございます。

　こうした取組の促進のために、厚生労働省といたしましても、婦人相談所また一時保護所に対しまして、第一次補正予算におきましてマスクの購入や消毒に必要な経費、また密を避けるための居室やスペースの確保等の改修整備に必要な経費を措置をしておりますほか、また、第二次補正予算におきましては、これらの経費に加えまして、テレビ電話、ＳＮＳ等による相談のための環境整備の経費も補助対象に織り込んでいるところでございます。

　引き続き、感染状況等現場の取組も注視しながら、適切な対応が行われるよう引き続き必要な支援に努めてまいりたいと存じます。

**○岸まきこ**　引き続き、現場の声を聞きながら対策の方をお願いいたします。

　次に、保健所の機能と自治体の連携についてお伺いをします。

　保健所未設置市町村というのは非常に多くあります。ですが、実際には、住民の方は保健センターなのか保健所なのかも分からない方がたくさんいます。そういったこともあって、市町村にすごい問合せがたくさん来ています。個人情報保護を理由として、都道府県から当該団体の感染者に関する情報が提供されないという事例も生じています。感染者本人の健康管理、蔓延防止策を講じることが困難となっているというような実態にあるんです。

　インフル特措法の第三条四項では、当該地方公共団体に対策を総合的に推進する責務があって、六項には、国、地方公共団体の連携協力、的確かつ迅速な実施に万全を期さなければならないというふうにはなっています。基本的対処方針の中でも情報提供と共有が掲げてありますが、実際には、私も昨日までいろんなところへ行って聞いてきましたが、実際にはそうなっていないです。

　配付資料の二ページ目、資料二の方を見ていただきたいんですが、これ、北海道における情報提供イメージということで、資料を基に私の方で作成をさせていただきました。都道府県と市町村の連携ができていないというような実態にあるんですが、なぜかといいますと、間に道庁の、北海道の本庁というのを挟んでいたり、北海道の問題だけなのかもしれませんが、振興局保健所と市町村の連携が首長にしか入らない、実際の実務部隊には入っていないというような実態にあります。

　ですが、先ほども言いましたが、住民が心配するときに一体どこに連絡をするかというと、役場とか役所なんです。どこの情報が必要なのかというと、やっぱり身近な市町村です。市町村の状況提供を円滑にする体制整備が急ぎ必要ではないかと思いますが、このことについてどう考えているでしょうか。

○吉永和生　厚生労働省大臣官房審議官　お答え申し上げます。

　新型コロナウイルス感染症の発生及び蔓延を防止するためには、国と地方自治体におきまして必要な情報を速やかに共有しながら連携して対応することが重要であると考えてございます。

　保健所を設置している都道府県から市町村に対する感染症患者の情報の提供の在り方につきましては、都道府県と市町村との間で十分に協議の上、市町村における事務の実施に必要な範囲内で適切に情報提供がなされるよう内閣官房及び総務省から自治体に対し周知がなされているところでございます。

　また、厚生労働省におきましては、従来より、感染症に関しまして、都道府県等から国への報告のためのサーベイランスのシステムがございましたが、このシステムにおきましては、都道府県と市町村の情報共有が可能となるシステム設計になっていたものでございます。

　引き続き、都道府県と市町村におきまして、感染症患者の情報共有に当たって、個人情報の保護に留意しつつ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けて連携して対応していただきたいものと考えてございます。

**○岸まきこ**　一つの提案なんですが、感染防止策として濃厚接触者の追跡調査と広報が重要になってきます。保健所の職員数には限りがある中では市町村が担った方がいいのではないかというような自治体現場からの声がありました。市町村であれば、家族の構成であったり勤務先、課税情報もありますので勤務先であったり、学校、お子さんがもし感染したら学校に素早く連携を取ったりということが可能です。こういった様々な連絡調整がスムーズにするための利点もありますし、保健所の職員が限られたマンパワーの中では、こういったこともしていくことが必要だと考えます。

　都道府県からの情報がないがゆえに自治体での対応とか混乱が生じているということも聞いています。市役所職員も数が減らされていて大変なのは私自身も分かっていますが、感染防止や苦情処理などを考えると、その方がやりやすいという声も聞いてきました。第二波、第三波に向けて検討してはどうでしょうか。

○吉永和生　厚生労働省大臣官房審議官　お答え申し上げます。

　感染症法におきましては、都道府県と市町村の役割分担につきまして、感染症対策の広域性や必要な専門性などに鑑み、感染症予防事務につきましては原則として都道府県を始めとする保健所を設置する地方自治体の事務とする一方、消毒などの事務につきましては通常の行政サービスとして市町村が行っていくことを想定して市町村の事務とするなど、一定の整理が行われているところでございます。

　都道府県から市町村に対する感染症患者の情報の提供の在り方については、都道府県と市町村との間で十分協議の上、市町村における事務の実施に必要な範囲で適切に情報提供がなされるよう関係省庁としてもお願いしているところでございますが、例えば、基本的対処方針におきましては、都道府県が市町村等の学校設置者に対しまして地域の感染状況や学校関係者の感染者情報を速やかに共有することによりまして学校における感染症対策を支援するなどのことが明記されているところでございまして、こういう内容も含めまして、市町村の取り組むべき内容というものはあるものだと考えてございます。

　いずれにいたしましても、都道府県と市町村におきまして、個人情報の保護に留意しながら新型コロナウイルス感染症の感染拡大に向けて連携して対応していただきたいものと考えているところでございます。

**○岸まきこ**　本当に深刻にいろんな混乱が生じていますので、検討はすべきだということを再度申し添えて、この質問は終わります。

　次に、資料の方の三枚目に配りましたが、特別定額給付金についてお伺いをいたします。

　共生社会に関わってですが、資料のとおり各自治体によって異なるんですが、申請期限というものが迫ってきています。これは北海道の道新に載っていた例ですが、異なっています。全ての方が受け取れるように周知が必要になってきて、私はテレビコマーシャルとかは見ましたが、特に心配されるのが、障害者とか外国人に対してきちんと周知が行き渡っているかどうかということです。自治体によっては、外国人技能実習生や留学生に情報が行き届いていないというような実態も聞いています。

　対策を講じていただきたいんですが、このことについてお答え願います。

○森源二　総務省大臣官房審議官　お答えいたします。

　特別定額給付金につきましては、総務省において、これまでホームページ、ＳＮＳ、コールセンターなど様々な手段による分かりやすい周知に努めておりますほか、政府広報の中でテレビコマーシャルや新聞広告なども行っておりますが、お尋ねの外国人、障害者、高齢者などの方々についてもしっかり情報が伝わるように、ホームページ、リーフレットの多言語化、あるいは多言語によるラジオ放送の実施、あるいは簡易な日本語でのイラストや写真を中心とした情報提供を行うリーフレット作成、音声コードを活用したチラシの作成、点字新聞を活用した広報、手話動画の作成、こういった取組を進めてきております。

　また、市区町村に対しては、関係省庁の協力もいただきながら、総務省で作成したこれらの広報資料なども活用して、これらの方々への積極的な情報提供、申請に関する支援の積極的な実施をお願いしておるところでございます。

　御指摘のとおり、今後、申請期限が近づいてくる団体も出てくることを踏まえまして、外国人、障害者、高齢者の方なども含めて、適切な広報媒体を活用しながら、必要な方に情報が行き届き、希望される方が申請期限までに申請を行っていただけるよう、改めて通知により市区町村に具体の例もお示ししながら取組をお願いしたところでございますが、引き続き、市区町村と連携しつつ、十分な周知広報に努めてまいりたいと存じます。

**○岸まきこ**　総務省の方でもたくさん対策を取っていただいているのは分かっているんですが、もう一歩、もう一歩お願いいたします。

　最後に、国家公務員のこのコロナの感染症の公務災害について確認だけさせてください。

　地方公務員災害補償基金の方ではもう既に認定とかがされているんですが、国家公務員についても労災同様に公務災害の認定がされるのかどうか、あわせて、非正規職員も同じかどうかというのをお伺いします。簡単に、簡潔にお願いします。

○水落敏栄　内閣委員長　まとめてください。

○合田秀樹　人事院事務総局職員福祉局長　お答えいたします。

　一般職の国家公務員が公務上の原因で疾病にかかった場合は、公務上の災害として補償の対象になるところでございます。その具体的な定めといたしまして、人事院規則におきまして、細菌、ウイルス等の病原体にさらされる業務に従事したために疾病を発症した場合には公務上の災害となるというふうに規定されておりまして、今般の新型コロナウイルス感染症についてもこれに当たるところでございます。

　これにつきましては、各省等実施権者に対しまして、人事院の方から、新型コロナウイルス感染症に職務上かかった場合は公務上の災害になるということを、三月、また六月に課長通知を出して改めてしっかりと周知しているところでございますし、非常勤の職員も含めて全ての職員についてこれが適用するということでございます。

**○岸まきこ**　終わります。